

令和3年度第9回朝来市教育委員会 定例会議録

1 日 時 令和3年12月15日(水)

開会 午前10時00分 閉会 午前11時14分

2 開会宣言

3 会議録署名委員の指名 (足立委員) (青田委員)

4 会議録の承認

令和3年度第8回会議録署名委員 (桑田委員) (足立委員)

5 教育長報告

6 議事

議案第40号 朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

議案第41号 朝来市立小学校及び中学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程について

議案第42号 朝来市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

議案第43号 朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第44号 朝来市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について

議案第45号 朝来市指定文化財の指定について

議案第46号 令和3年度朝来市一般会計補正予算(第8号)について

議案第47号 令和3年度教育委員会の点検・評価について(令和2年度実績)

7 報告事項

(1) 第2回朝来市議会定例会一般質問について

(2) 令和3年度朝来市中学校新人戦大会の結果について

(3) 令和4年度朝来市成人式について

(4) 教育委員会行事予定について

(5) 次回教育委員会の日程について

日時：令和4年1月20日(木) 午前10時00分

場所：朝来市役所 本庁舎 404会議室

8 閉会

9 出席委員 教 育 長 千歳 誠一郎
教育長職務代理者 青田 勉
委 員 桑田 まゆみ
委 員 足立 武裕
委 員 高内 祥子

10 出席職員 教育部長 藤原 直樹
教育次長兼文化財課長 桐山 俊行
学校教育課課長 松本 昭浩
学校教育課課付課長 岩野 智哉
学校給食センター副所長 藤本 宏子
こども育成課課長 夜久 隆亮
学校教育課課長補佐 安保 和人
学校教育課課長補佐 藤本 真由美

朝来市教育委員会会議録

令和3年度第9回定例委員会（令和3年12月15日）

開会 午前10時00分

○ 千歳教育長

おはようございます。ただいまから、令和3年度第9回朝来市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は4名の委員の出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

本日の会議に出席する職員でございますけれども、藤原教育部長、桐山教育次長兼文化財課長、松本学校教育課長、岩野学校教育課課付課長、藤本学校給食センター副所長、夜久子ども育成課長、安保学校教育課課長補佐、藤本学校教育課課長補佐、以上8名でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、次第3、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、足立委員と青田委員をお願いいたします。

次に、次第4、会議録の承認に移ります。

令和3年11月18日に開催しました令和3年度第8回朝来市教育委員会定例会の会議録につきましては、委員の皆様事前に配付しておりますけれども、何かお気づきの点等はありませんでしょうか。

特に御意見等はないようでございますので、前回の会議録は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 千歳教育長

異議なしと認めます。それでは、第8回定例会の署名を桑田委員と足立委員をお願いいたします。

（会議録署名）

○ 千歳教育長

次に、次第5、教育長報告に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

資料説明

○ 千歳教育長

報告が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、次に議事に入ります。

議案第40号 朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、議案第40号、朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を

改正する告示につきまして、説明させていただきます。

資料は2ページからになります。

今回の改正は、2つの費目につきまして、支給時期を変更するものでございます。

資料の3ページ、新旧対照表を御覧ください。

左側に現行の要綱、右側に改正案を記載しております。

まず1つ目としまして、費目の上から3つ目のところに「修学旅行費」とあります。その支給時期を「7月」から「実施後」に改正します。これは、例年ですと5月、6月に修学旅行を実施し、7月に支給していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で本年度は10月に修学旅行を実施しました。今後も修学旅行の実施時期がいつになるかも分からない状況ですので、7月と特定せずに修学旅行実施後と柔軟性を持たせるために改正するものでございます。

2つ目としまして、費目の下から2つ目に「オンライン学習通信費」とあります。その支給時期を「3月」1回から「7月、12月、3月」の3回に増やす改正を行います。これは、前回の教育委員会定例会でWi-Fiルーター貸与要綱の制定につきまして承認していただきました。今後は、家にタブレットを持ち帰って家庭学習をする機会も増えてくることを見込まれますので、支給時期を増やしまして要保護世帯等の家庭の負担の軽減を図ろうとするものでございます。

施行期日ですが、修学旅行費につきましては、本日の定例教育委員会で審議、承認された後に施行ということになります。オンライン学習通信費につきましては、令和4年4月1日から施行するというようにしております。

以上で、議案第40号、朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようでございますので、議案第40号、朝来市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○ 千歳教育長

それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第41号、朝来市立小学校及び中学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、議案第41号、朝来市立小学校及び中学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程について、説明させていただきます。

資料は5ページからになります。

ここにたくさんの改正文を載せておりますけれども、大きくは4点の改正になります。

11 ページの新旧対照表を御覧ください。これも左側に現行、右側に改正案を記載しております。

まず1点目としましては、現行の第3条の休暇、それから第4条の欠勤、この2つの条文を1つにまとめ、休暇及び欠勤とします。これは、兵庫県の規定に合わせるものです。

次に2点目としましては、現行の第5条、出産に伴う特別休暇の中に「願い出」とあるのを「申し出」に改正します。

それから12ページに移りますが、第2項のところでございます。「承認を受けなければならない」の「承認」を「届け出なければならない」と「届け出」に改正します。これにつきましては、朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の文言に合わせるものです。

次に3点目でございますが、第6条に「校長は職員に出張を命ずることができる。」と規定しておりますが、朝来市立小学校及び中学校管理運営規則の中に「職員の出張命令は校長が行う」とありますので、条文を削除します。

最後、4点目ですが、押印の見直しによりまして、様式中の印を削除することにしております。

以上、大きく4つの点について改正をしております。

施行期日につきましては、本日の定例教育委員会で審議、承認された後に施行するとしております。

以上で、議案第41号、朝来市立小学校及び中学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんか。

ないようでございますので、議案第41号、朝来市立小学校及び中学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○ 千歳教育長

それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第42号、朝来市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課課付課長

議案第42号、朝来市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。

資料は22ページからになります。

今回の改正では、外国語指導助手、いわゆるALTが朝来市で語学指導等を行うために採用された場合に、服務の宣誓をしてもらいます。

資料の 23 ページの新旧対照表を御覧ください。

第 5 条に「別記様式による宣誓書に署名しなければならない。」とありますが、この様式は同意書となっておりますので、「同意書への署名をもって、サービスの宣誓を行ったものとする。」と改正するものでございます。

これにつきましても、本日の定例教育委員会で審議、承認された後に施行するというようにしております。

A L T につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、なかなか来日できなかったところですが、令和 3 年度新規採用ということで 10 月 31 日に A L T 3 名が来日され、東京での 14 日間の隔離期間を経まして、11 月 15 日に朝来市に着任していただいております。これで A L T が 8 人になり、12 月 6 日から各学校で授業をしていただいております。

以上で、議案第 42 号、朝来市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則についての説明うい終わります。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

ないようでございますので、議案第 42 号、朝来市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○ 千歳教育長

それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 43 号、朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、こども育成課から説明をお願いいたします。

○ 夜久こども育成課長

それでは、議案第 43 号、朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての説明をさせていただきます。

まず、言葉の説明なんですけれども、特定教育・保育施設につきましては、認定こども園・幼稚園・認可保育所、この 3 つを指すこととなります。次に、特定地域型保育事業につきましては、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業、こういったものを指すわけですが、今現在、朝来市では該当する事業は実施されておられません。それでは、改正の内容について説明させていただきます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が本年 8 月 2 日に公布されまして、保育所等の事業者等の業務負担軽減等を図る観点から保育所等における書面等の作成、保存等につきまして、電磁的方法による対応も可能であること、また保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から保

育所等との間の手続等に関するもので書面等で行うことが規定または想定がされているものについて、電磁的方法による対応が可能とされたことに伴いまして、本条例においても同様の対応が可能となるように改正しているものです。

資料につきましては 24 ページ以降になりますが、25 ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず 28 ページ、目次ですけれども新たに第 4 章、雑則（第 53 条）を追加しております。

次に第 5 条の規定ですけれども、第 2 項から第 6 項につきましては、新たに新設する第 53 条第 2 項から第 5 項の内容に包含されるため、第 2 項から第 6 項を削除するものです。

次に資料 30 ページになりますけれども、第 7 条です。

第 2 項におきまして、児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、第 40 条第 2 項においても引用されているため、引用規定を加えるものです。

次に第 38 条ですが、第 1 項において第 42 条の項を特定するため改めるものです。

次に第 2 項ですが、第 5 条第 2 項から第 6 項までを削ることに伴い、同項を削るものとなっております。

次に、資料 30 ページから 31 ページにかけての第 40 条となります。

第 2 項におきまして、第 7 条第 2 項の引用規定の改正に伴い、（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の部分の削るものです。

次に第 4 章、雑則、第 53 条につきましては、特定教育・保育施設等が作成、保存等を行うものや特定教育・保育施設等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定、または想定がされているもの等について電磁的記録、電磁的方法による対応を可能とする規定を新たに定めているものになります。

第 1 項につきましては、この条例において書面等により行うことが規定されているものについて書面等に代えて電磁的記録により行うことができる旨を規定しているものです。

第 2 項につきましては、書面等が電磁的記録で作成している場合は、特定教育・保育施設等は保護者の承諾を得て、電磁的方法により提供できる旨を規定しているものです。

資料 32 ページになりますが、第 3 項は保護者がデータにより入手した記録は出力できるものでなくてはならない旨を規定しているものです。

資料 33 ページになりますが、第 4 項です。特定教育・保育施設等が電磁的方法により保護者へデータを提供する場合、あらかじめ電磁的方法の種類及び内容を示し、保護者から文書、または電磁的方法による承諾を得る必要がある旨を規定しているものです。

第 5 項は、保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、記載事項の提供を電磁的方法によって提供してはならない旨等を規定しているものです。

第 6 項は、第 2 項から第 5 項までの規定に係る書面等による同意の取得についての読み替え規定となっております。

本条例につきましては、現在開会されております 12 月定例会に提案しておりまして、施行期日は公布日としております。

以上で議案第 43 号、朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

○ 委員

32 ページの第 1 項の電子情報処理組織とは何ですか。

○ 夜久こども育成課長

言葉的には電子情報処理組織ということで法令上もそういった使い方をされておりますが、具体例といたしましては、いわゆるネットワークに接続された状態のパソコンであったり、スマートフォンであったり、タブレット、そういったものを指すと解釈されております。

組織という言葉としての概念とは少し違う使い方がされております。

○ 千歳教育長

ほかに御質問等はございませんでしょうか。

ないようでございますので、議案第 43 号、朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○ 千歳教育長

それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 44 号、朝来市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について、こども育成課から説明をお願いいたします。

○ 夜久こども育成課長

それでは、議案第 44 号、朝来市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

資料は 35 ページからとなります。

令和 3 年 8 月 6 日付、内閣府子ども・子育て本部統括官通知、複数の特定被監護者がいる教育・保育給付認定保護者に関する利用者負担額の特例に係る対応についてという文書が发出されまして、年収約 360 万円未満相当の世帯の利用者負担額の上限に係る特例措置に関しまして、内閣府がこれまで行っていた子供の人数計算の説明に誤りがあったと公表されました。その対応策としまして、子ども・子育て支援法施行令に定めます当該特例措置に係る子供の人数計算の方法を内閣府の説明に合わせて改めることとなりまして、令和 3 年 9 月 27 日に子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本規則を改正するものです。

資料は、36 ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の部分ですけれども、第7条の2第1号におきまして「イまたはロ」、また第2号におきまして「イからハまで」この部分を削るという内容となっております。

内容の説明ですけれども、資料の37 ページを御覧ください。

ここで例の表を掲げておりますけれども、まず国の説明では兄弟の人数の把握におきまして、年齢制限を撤廃し、認可外保育施設に通う子供がいる場合は兄弟として把握しています。一方、改正前の施行令では兄弟の人数把握において、年齢制限を撤廃するものの認可外保育施設に通う子供は兄弟として把握しないという食い違いが生じていたものを国の説明に合わせる内容となっております。

保護者負担額になりますので、いわゆる保育料の部分なんですけれども、全額を負担する者、2分の1を負担する者、全額免除される者と、そういったものが国の説明と施行令とで食い違いがあったということで、今回は国の説明に合わすように施行令を改正したという話になっております。

結果としまして、認可外保育施設に通っている場合は、実務上影響を受けるわけなんですけれども、朝来市におきましては認可外保育施設に通う子供がいませんので実務上の影響が出ておりません。

最後に施行期日ですけれども、公布の日からとさせていただきたいと考えております。

以上、議案第44号、朝来市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようでございますので、議案第44号、朝来市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○ 千歳教育長

それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第45号、朝来市指定文化財の指定について、文化財課から説明をお願いいたします。

○ 桐山教育次長兼文化財課長

それでは、議案第45号、朝来市指定文化財の指定について説明させていただきます。

資料は38 ページからとなります。

このたび雨乃宮の池生態系を朝来市指定天然記念物として朝来市文化財保護審議会に諮問したいと考えております。

39、40 ページを御覧ください。

所在地は、山東町迫間の兵庫県立南但馬自然学校の敷地内にあり、校舎建物のところから

約 300 メートル入ったところにありまして、奥山ではなく人里近くの里山に位置しておりまして、すぐ近くまで舗装された道があるアクセスが容易なところにあります。

この雨乃宮の池の特徴としまして、朝来山の山麓部の樹木に囲まれた小さなため池になります。雨の神様を祭るほこらがありまして、夏でも池の水が干上がったことがないという伝承がありまして、毎年夏に地域住民が神事を行うなど地域にとってかけがえのない池になります。

雨乃宮の池には、モリアオガエル、トノサマガエル、ミナミメダカ、アカハライモリといった絶滅危惧動物やナガエミクリ等の絶滅危惧植物が生息、分布しており、多様な生物が生態系をつくり上げております。また、6月から7月には池にかぶさる木々の枝に 300 個以上のモリアオガエルの卵塊がぶら下がるといった不思議な光景も見られます。モリアオガエルにとって特殊な立地条件は快適な生息空間であり、毎年継続してモリアオガエルの卵塊が見られるのは県内でも貴重な場所になります。

今回、指定する理由としまして、まず 1 つ目、多数の卵塊群が象徴されるモリアオガエルの繁殖地として貴重な自然環境が整っていること。次に、トノサマガエル、ミナミメダカ、アカハライモリ、ナガエミクリ等の絶滅危惧種も生息しており、雨乃宮の生態系は朝来市民及び県立南但馬自然学校に自然学校等で来校する小学校の学習の場として大変重要であること。また、モリアオガエル等の生物により構成されている雨乃宮の池の生態系は、生物多様性の象徴として朝来市民にとっても大事に保護し、子孫に継承していかなければならない文化財であること、また県立大学の名誉教授でもある本学長により植生等の調査もされており、生息している植物等のリストも作成されております。資料については、42 ページ、43 ページに掲載しております。

以上のことから、今回、朝来市指定天然記念物として指定したいと思っております。

資料として、別にカラー写真をつけさせていただいております。一番上が全景、このような池でございます。ちょっと日当たりも悪くて、もののけ姫で言いますとシシ神が出てきそうな感じの池になります。下が、モリアオガエルの卵塊です。見に行ったときにはちょっと遅かったんですが、20 メートルぐらいの高い木にまだ卵塊が残っていました。このカラー写真をつけさせていただいております。

以上で議案第 45 号、朝来市指定文化財の指定について説明を終わります。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、議案第 45 号、朝来市指定文化財の指定については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

○ 千歳教育長

それでは、異議なしと認めまして、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 46 号、令和 3 年度朝来市一般会計補正予算（第 8 号）について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

議案第 46 号、令和 3 年度朝来市一般会計補正予算（第 8 号）について、説明をさせていただきます。資料は 44 ページを御覧ください。

まず、小学校整備事業は、令和 4 年度から東河小学校の知的学級へ入級する児童が 3 人から 4 人に 1 人増えることから、現在の教室では手狭になるため、知的学級を別の教室に移転する必要があります。その移転先となる教室の床をじゅうたんからフローリングに改修します。また、エアコン 2 台のうちの 1 台が故障しておりますので、その空調設備の整備も行います。それから、授業に必要なホワイトボードや作業用の机など必要な備品を購入します。その経費としまして 163 万円を追加することにしております。

次に、小学校教育振興事業は、令和 4 年度から梁瀬小学校に特別支援学級の病児学級を新設する必要が生じております。そのために現在 1 階にある知的学級を 2 階に移転させます。移転先となる教室に ICT 環境として、情報コンセントや大型テレビの設置などの整備を行います。また、令和 4 年度の各学校の児童数の増減に伴いまして、タブレット端末の過不足が生じますので、余剰が生じる学校から不足する学校へタブレット端末を移設させるために必要な再設定の経費等を今回追加しています。合計で 217 万 4 千円を追加しております。

最後に、中学校維持管理事業は、部活動振興補助金を追加しております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で総合体育大会などが行われませんでした。今年度は様々な制約がある中で大会が行われました。中学生が、県大会、近畿大会、全国大会にも出場し、素晴らしい成績を収めております。今回、決算見込みにより部活動振興補助金が不足しますのので 398 万 3 千円を追加することとしています。

以上で議案第 46 号、令和 3 年度朝来市一般会計補正予算（第 8 号）についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

○ 委員

確認なんですけれども、小学校教育振興事業は、梁瀬小学校の特別支援学級の移設と各学校のタブレットの移設の 2 つの項目について必要な経費を追加するということですか。

○ 松本学校教育課長

委員がおっしゃるように、小学校振興事業の中には今回 2 つの内容の補正予算を組んでおります。1 つが梁瀬小学校に新しく特別支援学級をつくるための経費、もう 1 つがタブレット端末の移設に伴う再設定費用、この 2 つの内容について補正をすることになります。

○ 千歳教育長

ほかに御質問等はございませんか。

ないようでございますので、この件は異議なしと認め、議案第46号、令和3年度朝来市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第47号、令和3年度教育委員会の点検・評価について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 岩野学校教育課課付課長

議案第47号、令和3年度教育委員会の点検・評価について説明させていただきます。別冊の資料、令和3年度教育委員会事務の点検・評価を御覧ください。

まず、1ページ目を御覧ください。

この評価ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが義務付けられております。それに基づいて行いました。

2ページの3番のところにあります点検・評価の方法につきましては、本市が実施しております行政マネジメントシート（評価書）を基に、教育委員会が実施する一般会計34事業について評価させていただいております。この評価を基に外部の有識者の評価をいただくということで、令和元年度より兵庫教育大学大学院教授の吉川芳則先生にお願いし、朝来市の事務の評価をしていただいております。その内容を4ページから記載させていただいております。この外部評価をしていただいたものを7ページ以降に記載しておりますので概略を説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

7番、外部評価者の意見というところになります。教育委員会の活動状況及び総括的事項についてということで、本委員会は年間12回実施し、対応を要する事案について適切かつ丁寧な審議がなされたと記されております。社会情勢を見据えた委員会としての役割が機能したことがうかがわれるということで、コロナへの対応等を高く評価いただいております。

8ページを御覧ください。

主な事業についての評価及び今後に向けての期待という項があります。1番の基本方針1に関してですけれども、「小（中）学校特色ある学校づくり事業」に取り組みました。それにつきましては、実施価値を認識しながらも、「授業時間数の確保の観点から内容を精選し精査する必要がある」との課題も把握しており、新教育課程で求められているカリキュラム・マネジメントの観点から各学校での効果的な実施に向けての再検討を促すことに取り組まれたいということで御指摘もいただいております。

続きまして、「英語指導助手設置事業」、ALTの件ですが、ALT参加の指導の在り方を積極的に蓄積するとともに、そのノウハウをALT不在の場合、特に新型コロナウイルス感染症で今後も不安定になりますので、そういう場合の指導方法にも波及させ、さらには小学校の事業とも関連させて、今後広く小・中学校の英語学習の場面に共有することを意図し

た取組を行っていくことが望まれると御指摘をいただいております。

2番の基本方針2についてですが、ここはGIGAスクール構想、あるいはコロナに関係しますが学習指導員配置事業ということについて評価いただきました。どちらも非常に高い評価をいただいております。

9ページを御覧ください。

「放課後児童対策事業」ですけれども、この事業の重要度は増しこそすれ、減じることはないと考えられるということで御指摘をいただいております。また、「学びのサポーター配置事業」は本市の特別支援教育への積極的な取組姿勢の現れのひとつであるということで、非常に高い評価をいただいております。その上で、教職員、サポーターが連携した形での教育活動が行われるような仕組みづくりにも尽力されたいということで、連携の重要性を御指摘いただいております。

次に3番の基本方針3です。ここでは、コミュニティ・スクールの推進についてです。具体的な情報提供の継続を含め、息の長い丁寧な説明と運営面での支援が必要になると思われるということで、教育委員会としての運営面での支援が必要になるという御指摘をいただいております。

4番の基本方針4です。「生涯学習推進員設置事業」と「社会教育団体支援事業」に関してですけれども、様々な御指摘があるのですが、チーム数の減少等の状況の中で実状に即したあり方を検討する段階にあるかもしれないと御指摘をいただいております。

また、9ページですが、「文化財保護調査・啓発事業」については、非常に高い評価をいただいております。その中で一層多様な形で推進していただきたいと一言いただいております。

このように吉川先生に評価をいただきまして、10ページに教育委員会としてのまとめとしまして記載させていただきました。吉川先生の御指摘を受けまして、カリキュラム・マネジメントの推進については、各校の現状に即した効果的な実施に向けて取り組むということで記載させていただきました。また下に「今回外部評価者からは、」ということで、新型コロナウイルス感染症対策を中心に、時宜にかなった取組ができていること、状況に即応した支援体制を施せたこと、迅速かつ現実的な対応について高い評価をいただいております。一方、子供たちの学びを支える仕組みの確立については、小・中学校教育振興事業として、GIGAスクール構想を受けたインフラ整備について、情報環境の面で対応策には物理的な面で限度もあるだろうが、よりよい改善策を模索していくよう課題もいただいております。これに向けまして今、事務局としても取り組んでおります。以上のようなまとめとさせていただきました。

このあとの表につきましては、それぞれ34事業の事務評価の評価書をまとめた一覧となっております。本日の委員会が終わりましたら、手続として教育委員会のホームページに掲載するとともに、議会にも報告させていただきたいと思っております。

以上で議案第 47 号、令和 3 年度教育委員会の点検・評価について説明を終わります。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認めまして、議案第 47 号、令和 3 年度教育委員会の点検・評価については、原案のとおり承認いたします。

以上で、本日の議事は終わりました。

続きまして、報告事項に入ります。

まず、報告（1）第 2 回朝来市議会定例会一般質問について、藤原部長より報告をお願いいたします。

○ 藤原教育部長

それでは、12 月 8 日、9 日、及び 13 日に開催されました第 2 回の朝来市議会定例会の一般質問について概要を説明させていただきます。少し時間が長くなりますが、よろしく願いしたいと思います。

資料は 45 ページの報告 1、一般質問通告一覧を御覧いただきたいと思います。

今回の一般質問につきましては、代表質問が 2 件、個人質問が 14 件の計 16 件の質問がございましたが、教育委員会に関係します質問につきましては 11 件でございました。それでは、教育委員会に関係します分のみ説明させていただきます。

まず 48 ページを御覧ください。

嵯峨山議員の質問でございます。まず、1 の子育て支援についてということで、（4）の学校給食費無償化について教育長の所見はという質問がございました。これにつきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育て支援の充実の重要性は十分に認識しているが、かなりの財政負担となることから慎重な判断が必要であると回答しております。

次に 49 ページを御覧ください。

4 の教育現場についてということで、3 点の質問がございました。まず（1）の教職員の労働時間の短縮、業務改善等についての現状と改善策をどう考えるかという質問がございましたが、学校業務改善実践に係るアンケートの実施結果では、1 カ月の超過勤務時間は小中学校ともに短縮されているが、今後も校長会等を通じて超過勤務の短縮に向けて取り組んでいくこと、また超過勤務の原因として事務処理や調査物が多いと挙げられており、校務支援システムの活用の推進などにより教職員の負担を減らす取組を行っているというような回答しております。

次に、（2）及び（3）の子供の自殺件数の増加や子供の自殺を防ぐための対応についてという質問がございました。これにつきましては、子供の自殺の増加について危機意識を持って対応していくことが必要であると認識しており、SOS の出し方に関する教育や各種相談窓口に関する情報の発信などを実施しています。また、社会において直面する可能性のあるストレスへの対処法などを身につけることができるよう教育委員会と各学校及び家庭地域

との連携を強化し、スクールカウンセラーなどとも連携しながら効果的な教育を推進しているという回答しております。

次に、50 ページを御覧ください。

足立議員の質問でございます。1の地球環境を守るのは私たち一人ひとりということで、3点の質問がございました。まず(1)の小中学校での地球温暖化などの環境学習の時間の質問につきましては、地球温暖化については小学校3年生以上で各学年3時間から6時間程度、環境ホルモンについては小学校5・6年生で4時間程度、中学校3年生で2時間程度、自然環境保全については各学年10時間程度取り組んでいると回答しております。

次に(2)及び(3)の多々良木発電所等の施設に、小中学生はどの程度見学に訪れているか、施設見学は環境教育として有意義と考えるかという質問がございました。この質問につきましては、主に4年生で南但広域ごみ処理施設を見学に行っており、そのほかに下水道処理場とか浄化センターに行っている学校もあり、施設見学は環境教育として極めて有意義と考えていると回答しております。

次に、51 ページを御覧ください。

加藤議員の質問ですが、1の自転車の通行環境の整備についてということで、(1)の本市の自転車通学について、生徒への安全指導や危険個所の点検整備等について、現状と課題を問うという質問がございました。これにつきましては、生徒の安全指導としては年度当初に警察署と連携した交通安全教室を実施し、日常的にはヘルメット等の着用の指導などを実施しています。また、朝来市通学路安全推進協議会において毎年各学校から報告のあった安全対策が必要な場所について現地の合同点検を実施し、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全対策を図っている。しかし、現在も改善が困難な場所や改善に時間を要する箇所などがあるため、引き続き関係機関と連携して通学路の安全を図るとともに交通安全指導を行っていききたいと回答しております。

次に、52 ページを御覧ください。

浅田議員の質問でございます。3の夏休みの課題についてということで2点の質問がございました。まず(1)の小学生の夏休みの課題について、親が採点し、直しを行うと聞きますが、どの小学校でもそうなのかという質問がございました。これにつきましては、おおむね小学校3年生までは保護者に採点を依頼している学校が多い状況ですという回答をしております。

次に、(2)の新学期が始まる1週間前に夏休みの課題を学校で教師が教えるとよいと思うかという質問がございましたが、新学期が始まる1週間前は教職員は2学期に向けての教材研究や学習教材の準備、学校行事の企画立案や諸会議など多くの業務があり、児童生徒を登校させて学習指導を行う時間を確保することは難しいという回答をしております。

次に、53 ページを御覧ください。

関議員の質問でございます。2の学校給食とアレルギーについてということで、6点の質

間がございました。まず、(1)のアレルギー除去食が必要な児童・生徒は何名かという質問につきましては、児童・生徒は61名と回答をしております。

次に、(2)のアレルギー除去食は、全員分のアレルギー食材が抜かれているのかとの質問につきましては、アレルギー対応食が必要な児童・生徒は一律に同じ除去食を食べているのではなく、料理ごとに除去食、または代替食などの対応をしています。その中でアレルギー除去食は対応している全てのアレルゲンをそれぞれ除去したものとなっておりますが、子供たちの安全を最優先にした結果、このような対応になっておりますと回答しております。

(3)の除去食の場合、年齢に応じた必要なエネルギーが確保できているのかという質問でございますが、除去食の場合は除去した食材を補うため、他の食材の量を増やします。また、同等のエネルギーを確保できる食材を使用した代替食を提供するなど必要なエネルギーが確保できるよう献立を考案しておりますと回答しております。

次に、(4)ですけれども、通常献立に近づけられるよう、何パターンかの除去食の検討をいただきたいとの質問がございましたけれども、何パターンかの料理を用意することは取り違えや配膳誤りなどの危険があり、安全性を確保する面からも難しいと考えていると回答しております。

次に、(5)の給食センター近くの学校と一番遠い学校の子供たちが食べるおかずの温度は、という質問がございました。これにつきましては、おかずの温度は学校までの距離の近い遠いで温度が変化するものではなく、保温食缶の大小で温度の変化が生じると考えております。今後、保温食缶の見直しや配送の工夫など検討したいと考えていると回答しております。

次に、(6)の朝来市の南側エリアに、給食センターを復活させてはどうかという質問がございましたが、給食施設の在り方に関する方針や年々少子化が進む中、分散のために別の学校給食センターを運営することは大変困難であると回答しております。

次に、54ページを御覧ください。

3の特別支援学級についてということで、2点の質問がございました。まず、(1)ですけれども、特別支援学級に通う児童生徒は今年度・次年度の人数、学級数は、という質問がございました。これにつきましては、令和3年度は小学校で20学級、71人、中学校では7学級、17人となっております。また、令和4年度は小学校で22学級、78人、中学校では7学級、26人の見込みとなっておりますと回答しております。

(2)の特別支援学校教諭免許状を保有している率はどのくらいかという質問がございました。これにつきましては、本年度において市内の小中学校に特別支援学級を設けてそれぞれ1名ずつ、27名の学級担任を配置しております。そのうち特別支援学校教諭免許状を保有している者は7名となっており、率として約26%となっておりますと回答しております。

次に、57ページを御覧ください。

上田議員の質問でございます。まず、3の小中学生の荷物の重量化についてということで、

2点の質問がございました。まず、(1)の小中学生のかばん、ランドセルなどの荷物は改善されたのか、現状を問うという質問がございました。これにつきましては、教育委員会では各学校へ持ち物の重量を減らすよう積極的な取組を依頼しており、以前より荷物の重量化の問題は改善されていると理解していると回答しております。

次に、(2)のランドセル症候群の調査を行っているのかとの質問につきましては、現時点では調査は行っていないが、各学校の児童生徒の様子観察はしっかりと行っている。今後、荷物の重量化により肩・腰・背中に痛みがあるような児童生徒が多く見られるようであれば調査の実施を検討したいと考えていると回答しております。

なお、(3)の質問についてはありませんでした。

次に、4の電子図書館についてということで、(2)のタブレット端末から電子図書館にアクセスできるようにすれば読書習慣の向上につながると考えるが所見を伺うという質問がございました。これにつきましては、1人1台タブレット端末は導入されていますが、まずは授業での十分な活用を目指している段階であり、今後タブレット端末の活用状況や電子図書館の導入状況を見ながら調査・研究することを考えていると回答しております。

次に、58ページを御覧ください。

藤本議員の質問ですが、2の教育に果たす地域の役割についてということで、3点の質問がございました。まず、(1)の文部科学省が本年9月に「小学校の頃に体験活動などをよくしていると、その後の成長によい影響が見られる」という報告をどのように思われるかという質問がございました。これにつきましては、体験活動は命を大切に思いやりの心、規範意識を養う子供の心の教育の充実を資する重要な教育活動であると認識しておりますと回答しております。

(2)ですけれども、朝来市として学校と地域の連携を強め、全ての子供たちが地域の中で多様な「体験」ができることを教育の目玉にしてはどうかという質問がございました。これにつきましては、本市では学校運営協議会制度を取り入れた地域とともにある学校を目指しており、地域自治協議会や地域の方などの協力を得ながら、野菜づくりなどの体験活動に取り組んでいる学校もあります。今後も地域の皆様の御協力をいただきながら様々な体験活動の充実を図りたいと回答しております。

次に、(3)です。地域自治組織などが地域の子供たちに、自然と触れ合う、自然の中で遊び、学ぶ機会をつくることは大切と考えるが、その上で小中学校でも地域と連携しながら積極的に取り組んでいただきたいと考えるが、どうお考えかという質問がございました。本市の豊かな自然や伝統文化など、地域教材を活用した体験教育はとても大切な取組であると思っています。また、学校運営協議会を充実させながら地域・家庭・学校が連携共同し、自然体験をはじめ、様々な分野での体験活動を通して子供たちの成長につなげていきたいと回答しております。

次に、62ページを御覧ください。

吉田議員の質問でございます。まず、4の教育振興についてということで、教科書以外の図書費及び修学旅行費について公費で支出すべきと考えますが、前向きに検討する考えはありませんかという質問がございました。これにつきましては、一般的に児童生徒が個人用の教材教具として使用するものの経費や修学旅行のような教育活動の結果として直接的に利益が児童生徒個人に還元されるものの経費は私費、個人負担とすべきと考えられており、現時点では公費負担にすることは考えておりませんが、補助教材の購入や修学旅行費用に関しましては、保護者の理解を得ながら経済的負担が過重なものにならないよう努めたいと考えていると回答しております。

次に、5の文化財保存についてということで、糸井の大カツラの保存状況を改めるとともに、管理道の位置づけも林道等に改めるべきと考えるがどうかという質問がございました。樹木周辺の洗堀、水道がついている状況は把握しており、今後様子を見ながら樹木医、地元と適宜相談し最善の方策を考えていきたいと思っており、また大カツラに至る道路につきましては今後地元の意向も確認させていただき、対応させていただきたいと考えていると回答しております。

次に、63ページを御覧ください。

藤原議員の質問でございます。4のG I G Aスクール構想の前倒し実施を受けてということで、2点の質問がございました。まず、(1)の児童生徒が出席停止となる場合においてI C Tの活用も含めた学習支援に配慮するとされているが、どのような対応を準備されているかという質問につきましては、児童生徒に貸与しているタブレット端末を用いて健康観察、オンライン授業や課題の配付などを行う予定にしておりますが、実施に当たりインターネット接続環境が必要となる場合もあることから、市が所有しているルーターをインターネット接続環境がなく貸与を希望する家庭に貸し出しができるよう要綱を整備したところだと回答しております。

次に、(2)の整備されたI C T機器を有効活用することが、今後の第一の課題であり、教職員の校務の情報化、効率化も視野に入れるべきと考えるが、所見を伺うという質問がございました。これにつきましては、本市では平成29年度に校務支援システムを導入し、児童生徒の出欠、成績管理などの電子化を行い、またメール配信システムを導入しております。今後も校務負担の軽減に向け、I C T機器を有効に活用しながら情報化、効率化を進めていきたいと考えていると回答しております。

次に、64ページを御覧ください。

日下議員の質問ですが、1の子育て家庭の貧困と生活困窮者への支援ということで、(4)の子育て家庭に対して、行政からの支援策は考えていないか。例えば、学校給食費の無料化などについてどう考えるかとの質問につきましては、学校給食費の無料化などについてはかなり財政負担となることから慎重な判断が必要であると回答しております。

最後ですけれども、本日配付した資料でございます。横尾議員の関係でございます。1の

全天候型グラウンドの建設についてということで、(2)の幼児を抱える親が、雨や雪の日にも子供を連れて遊びに行ける児童館のような施設が必要ではないかという質問がございました。これにつきましては、現在、子育て学習センター事業やこども園における園庭開放の実施により、月曜日から土曜日の間について子育て親子が天候に関わらず子供を連れていける場所を提供しており、また令和2年12月から山東支所3階において日曜日にひろばを開放する事業を行っております。今後、本市の子育て支援策として児童館のような交流支援施設の設置についてしっかりと検討したいと考えていると回答しております。

以上、長くなりましたけれども、報告(1)第2回朝来市議会定例会一般質問についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

報告が終わりました。御質問等はございませんか。

ないようでございますので、次に報告(2)令和3年度朝来市中学校新人戦大会結果について、学校教育課から報告をお願いいたします。

○ 岩野学校教育課課付課長

報告(2)令和3年度朝来市中学校新人戦大会結果について説明させていただきます。資料の65、66ページを御覧ください。

新人大会への参加ですが、基本的には1年生・2年生ですけれども、陸上の秋季大会と駅伝大会については3年生も出場しております。一番左の枠のところは但馬の新人大会の結果となっております。そこで勝ち上がりましたところが県大会に進出しております。本年度も様々な感染対策をとり、観客の制限を行いながらの開催となっております。

今後は、卓球とバスケットが県大会を控えております。県大会で既に出場権を得まして、ソフトテニスについては近畿大会の出場が決まっている学校があります。和田山中学校のソフトテニス、女子の団体と個人、朝来中学校のソフトテニスの男子の個人が12月の末にインドアの近畿大会に出場となっております。

以上で報告(2)令和3年度朝来市中学校新人戦大会結果についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

この件について、御質問等はございませんでしょうか。

ないようでございますので、次に報告(3)令和4年度の朝来市成人式について、報告をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

報告(3)令和4年度の朝来市成人式の概要について、説明させていただきます。資料は67ページになります。

令和4年度の成人式は、令和4年1月9日の日曜日に開催されます。式典が午後1時からということで、オープニングは少年少女オーケストラの演奏、そして内容は市長の式辞、来賓祝辞、また新成人代表による謝辞などが行われます。その後、成人のつどいということで

午後2時から成人のつどい実行委員会によるつどいが行われます。最後に旧町単位で記念撮影が行われる内容になっております。

今回の成人式の対象者でございますが、11月26日現在で男性134人、女性141人、合計275人となっております。生涯学習課から教育委員の皆様にも来賓の御案内があったと思います。皆さん全員出席していただけるということで、生涯学習課から聞いております。御出席ありがとうございますとお礼の言葉もありました。

以上で、報告(3)令和4年度の朝来市成人式についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

御質問等はありませんでしょうか。

ないようでございますので、次に報告(4)教育委員会の行事予定について、学校教育課から報告をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、報告(4)教育委員会の行事予定について説明させていただきます。資料68ページを御覧ください。

教育委員会行事予定ということで、本日12月15日から来年1月末までの行事予定を記載しております。主なもののみ説明させていただきます。

12月16日、明日ですけれども、第1回のいじめ防止対策推進委員会を開催します。12月20日から22日にかけて、人事に伴う校長ヒアリングを実施いたします。12月24日金曜日が市内小・中学校の終業式となっております。12月27日月曜日、議会の最終日となっております。年が明けまして、1月7日の金曜日、市内小・中学校の始業式が行われます。先ほど説明いたしましたけれども、1月9日日曜日に朝来市の成人式が開催されます。1月11日火曜日に第9回の校長会。1月20日木曜日ですが、第10回定例教育委員会を予定しております。そのほかにも行事を記載しておりますので、また御覧いただきたいと思います。

以上で、報告(4)教育委員会の行事予定についての報告を終わります。

○ 千歳教育長

行事予定に関する報告が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

以上で、本日の報告事項が終わりました。そのほか各課から報告事項はございませんか。

○ 桐山教育次長兼文化財課長

予定なんですけれども、元旦の午後9時からNHKの総合で日本最強の城スペシャルで竹田城跡が取り上げられるという連絡が入ってきております。市長ともいろいろ協議した中で、毎年1月3日まで竹田城跡を開城し、4日から閉山としますが、元旦のテレビ放映によりお客さんが見えになるのではないかとということで、今年は特例的に竹田城跡を10日まで開けるという予定にしております。

以上でございます。

○ 千歳教育長

そのほかありませんか。

ないようでございますので、次の教育委員会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、次回の日程です。次第7の報告（5）にも記載しておりますとおり、1月20日木曜日、午前10時から、場所は本日と同じ404会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 千歳教育長

それでは、次回の令和3年度の第10回の教育委員会定例会は、年明けの1月20日の木曜日の午前10時から会場は404会議室で行います。

以上をもちまして、令和3年度第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

令和3年の定例教育委員会、今回が最終になります。皆さん、よいお年をお迎えください。

閉会 午前11時14分